



VOL.51

トクちゃん新聞

4月号

4月17日大学ゼミの
同窓会です。
18年ぶり!



平成23年4月8日
徳野会計事務所

〒530-0041
大阪市北区天神橋2-3-8
MF南森町ビル3階
TEL: 06-6809-2205
FAX: 06-6809-2206
URL: <http://www.ft-tax.com/>
mail: info@ft-tax.com

この度の震災で被害に遭われた方々に心よりお見舞いを申し上げますと共に、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

震災の翌週以降、お客様から**寄付をした場合の扱いについてのご質問**を多数頂戴しました(下記「**税務情報**」をご参照ください)。ソフトバンクの**孫さんが、100億寄付し、なおかつ、今後役員報酬の全額を寄付し続けると発表された**そうですね。私も日赤に寄付をいたしました。が、復興への道のりがなかなか陰しく長いようですので、孫さんのように**定期的に継続して行っていくことも必要**だろうと思い始めています。



「**自粛**」ということと「**そんな気にならない**」ということで、各種イベントやお祝い事をはじめ、個人レベルの旅行や飲み会まで**キャンセルが相次いでいる**そうです。さまざまな考え方があるとは思いますが、日本全体を考えますと、幸いにも震災に直接関係のない人たちは、**出来るだけ普通に生活し、自粛するのではなく、逆に景気を盛り上げるくらいのもりで行動**するべきではないかと思っています。そんな考えもあり、毎年恒例にしています、3月末の実母・義母と一緒に一泊旅行は予定通り行ってきました。大学の同窓会も予定通りやるつもりです。

ほとんどのお客様に、材料が入らない等、震災の影響が出ています。踏ん張りどころです。頑張ろう日本!

◆税務情報

災害に関する税務上の取り扱いで気になったもの2つをQ&Aにしてみました。
国税庁ホームページ**東日本大震災関連の国税庁からのお知らせ**を参考にしています。

担当: 福田



Q1・得意先が東日本大震災で被災しました。そこで当社としても復旧支援として、その得意先に対して売掛金の免除と災害見舞金の支給をしようと思うのですが、事業に關係する特定の者への交際費になるのでしょうか?

A・法人が被災前の取引関係の維持・回復を目的のために支給した災害見舞金や復旧支援のための費用や債権免除による損失は**交際費には該当せず損金の額に算入**されます。

Q2・東日本大震災の義援金を募っていたので指定の口座に振り込み寄附しました。税務上の国、地方公共団体への寄附金になるとのことですが、個人で寄附した場合と法人から寄附した場合では税務上取り扱いはどう違うのでしょうか?

A・**個人から寄附→確定申告で寄附金控除をうけることができます。**

〔※その年に支出した
寄附金の額の合計額〕 - 2,000円 = 寄附金控除額
※支出した寄附金の額の合計額は所得金額の40%相当額が限度です
・**法人から寄附→全額が損金に算入**されます。



◆仕事をするうえでの信条とは?

担当: 杉山



平成23年4月2日の朝日新聞に岡山高島屋の女性店長である肥塚 美春さんのインタビュー記事が載っていました。ご家族がありながらの単身赴任です。

肥塚さんの信条とは?の質問に以下のように答えておられます。

- ① 愚痴を言わずに、**前向きに取り組むこと。**
- ② **仕事に対してビジョンを持つこと。**リーダーシップを発揮するには、どれだけビジョンを持っているかが問われます。出来るだけ具体的で、分かり易い目標を示さなければいけない。自分一人の仕事なんて限界があります。だから、自分だけ目標を持っても意味が無い。チームでやる、人を巻き込んでやるには、**自分がどれだけ仕事に思い入れを持っているかが決定的に重要**です。

こうした信条を持たれた経緯は、何をするにも理念だけでなく、数字の裏付けを持って説明しないと相手を説得出来ない、「上司の命令で」と逃げるのは簡単だがそれでは人はついてこない事を学ばれたそうです。とても含蓄のある言葉だと思います。経営者・幹部の方々の参考になるのではないのでしょうか?



◆税務スケジュール



担当:岡村



4月	申告・納税	その他
11(月)	・3月分の源泉所得税・住民税の納付	・扶養控除等申告書の内容確認
22(金)	・申告所得税の振替納税日	扶養親族の異動により、手当等の変更がある場合注意
27(水)	・個人消費税の振替納税日	
5月	・法人税・消費税の確定申告・納税(2月決算)	・社会保険料納付(3月分)
	・法人税・消費税の予定申告・納税(8月決算)	
2(月)	・消費税の3ヶ月ごとの中間申告(5月・8月・11月決算)	



◆Excel & Wordで綺麗に作図する方法

エクセルやワードで、オートシェイプを利用して作図する場合、ドラッグ操作では図がゆがんでしまったり線がズレてしまったり、ということがよくありますが、これを解消する方法があります！

ドラッグするときにShiftキーを同時に押してください。

自動的に正円や正方形、直線も水平・垂直に綺麗に描くことが出来ます。

また、**同じ図形をコピーする場合は、Ctrlキー**を利用します。

一つ図形を描いたら、その上にマウスポインタを合わせてCtrlキーを押してください。

すると、ポインタのすぐ横に小さな「+」が表示されます。この状態でドラッグしていけば、その箇所に同じ図形がコピーされます。

「コピー」・「貼付」よりも簡単ですよ。

担当:岡村



◆相続対策の基本知識

「生前贈与は 早くから 毎年 コツコツと」

担当:池田



生前贈与による相続税対策は、数ある節税対策の中でも最もオーソドックスな対策といえます。一回当たりの節税効果は小さいですが毎年繰り返して実行すればその効果は蓄積され大きなものとなります。

相続対策として、毎年110万円(贈与税の基礎控除額以内)の贈与を実行している方がいらっしゃいますが、**110万円以内の贈与は将来相続税が課税されない方が行う対策**であって、相続税から逃れられない資産家の方は**最低でも310万円以上(現行、改正前)の贈与を実行すべき**です。

これは、贈与額が310万円以下であれば、贈与税が最低税率の10%の範囲以内での贈与となり、相続税の最低税率も10%であり、**贈与税は20万円課税されることとなり、310万円の贈与額に対して6.5%と軽い贈与税負担で多くの財産を移転することが可能**となります。又、470万円を贈与すると47万円の贈与税が課せられますが、贈与した金額に対して10%の税負担ですみす。

仮に、**毎年310万円の贈与を10年間続けると、200万円の贈与税負担で3100万円の財産移転が可能**となり、複数の子や孫等に贈与すればその移転効果は当然その人数倍となります。



また、**将来値上がりする可能性がある自社株式等の財産を贈与**すれば、その値上がり益も移転することとなりその**効果は大きくなります**。ただし、留意点として贈与をしていた方(贈与者)が死亡された場合は、亡くなられた日の前日から**3年以内にした贈与財産は相続財産に加算**され、その贈与について贈与税を納付していれば**相続税から控除**します。(ただし、還付は無。)

生前贈与については、**早くから毎年コツコツ**としていただくことがポイントといえます。

そして、大きな効果をあげるには**元気で長生き**をしていただくことが一番大切なことです。

(TKC近畿大阪会 大和ハウス部会 第3回資産防衛講座 資料一部抜粋)

*ご注意 贈与税については改正が予定されておりますが上記内容は改正前、現行に基づいております。

◆金婚式

担当:岡村



今年は主人の両親の「金婚式」。両親・姉家族・うちの家族でお祝いをしようと先日ホテルでの食事を催しました。

本当なら、皆で旅行でも・・・と思っているのですが、子供たちの学校予定もいろいろあり、皆の仕事の予定もありで、なかなか日程調整が出来ず、とりあえずは「美味しいものを食べに行こう!」、ということになりました。

お互いに大きな病気をすることもなく、長い人生の中で50年間という大半を占める歳月を二人で過ごしてこられた事は、大きな喜びでしょうし、私たちから見てもすごく羨ましい限りです。

子供が小さな頃～子供の反抗期～就職・結婚して巣立ってからは基本お二人の生活となり、その時々でいろんな困難があり、努力・協力を惜みず二人で過ごせた結果、50年が過ぎたんですね。

笑いの絶えない家です。私たちが家族皆笑ってこれからの生活を楽しみたいと思います。



◆税務クイズ

担当:赤松



近隣で昼食をとれるようなお店がない当社では、仕出屋さんから、弁当を配達してもらうことを検討しています。

弁当代は、一食500円。

この弁当代を会社で半額負担する場合、問題はありますか？



ポイントは下記の2点をどちらも満たしていることです。

1. 従業員が弁当代の半分以上を負担していること
2. 会社が負担する弁当代が月額で3,500円(税抜き)以下であること

例:1ヶ月の弁当代が8,000円、そのうち5,000円を従業員が負担し、3,000円を会社が負担

ポイントにあてはめると・・・

1. 従業員の負担が5,000円で弁当代8,000円の半分以上を負担
 2. 会社が負担する弁当代が3,000円で月額3,500円以下
- 2つのポイントにあてはまるため、問題はありませぬ。

※会社が負担する弁当代が**3,500円を超えた**場合は、**全額が給与として課税**されます。

